

令和2年9月15日

南相馬市農業委員会  
9月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年9月15日(月)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二		11	佐 藤 洋	
2	鎌 田 芳 彦		12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏		15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜				

新型コロナウイルスの感染防止(3密回避)のため、出席を求めない

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

## 3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之  
副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 33号 農地専門委員会の開催報告について
- 日程第 4 報告第 34号 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 35号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 97号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 7 議案第 98号 農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請について
- 日程第 8 議案第 99号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 9 議案第100号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可分）
- 日程第10 議案第101号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請  
について（市許可分）
- 日程第11 議案第102号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
（市許可分）
- 日程第12 議案第103号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
（県許可分）
- 日程第13 議案第104号 農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について  
（市許可分）
- 日程第14 議案第105号 農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について  
（県許可分）
- 日程第15 議案第106号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより、令和2年9月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。  
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号8番小谷津弘隆委員、9番塚野邦好委員、12番遠藤秀明委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。  
令和2年8月19日、原町区の原町保健センター会議室にて、令和2年度第1回南相馬市環境審議会が開催され、産業廃棄物指定処理施設である廃太陽光パネルの破碎・選別施設を原町区深野地区に建設するにあたり、事業者と南相馬市並びに地元深野行政区長による三者での公害防止協定書締結案が諮問され、原案は妥当であるとの答申がなされたところであります。

令和2年8月20日、鹿島区万葉ふれあいセンターにて、令和2年度南相馬市農業者年金協議会代議員会が開催され、令和元年度の事業報告などの報告4件、令和2年度事業計画をはじめとする議案3件が審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。

以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第33号、農地専門委員会の開催報告についてを議題といたします。農地専門委員長からの報告を求めます。

農地専門委員長 農地専門委員会の開催について報告いたします。令和2年9月2日水曜日午後1時5分に集合して現地に向かい、午後4時まで開催しました。出席者は、農地専門委員9名。事務局から3名で現地調査をしました。概要ですが、今回は、8月定例総会で保留になった現況確認証明願出と、営農型太陽光発電設備の下部で栽培されている作物の現地調査を行ったものです。

まず、現況確認証明願に係る現地調査ですが、この件については、後ほど議案第106号現況確認証明願出についての中で報告いたします。

次に、営農型発電設備設置に係る現地調査についてです。まず、小高区上根沢字四ツ栗地内の営農型発電の下部での栽培状況ですが、令和元年度の単収報告では、10アール当たり165.39kgで平均単収の73.51%となり、更な

る除草と遮光、土づくりが必要な状況でした。南側の第一発電所と小屋木地内については、営農改善計画どおりに土壌改良や除草が進んでおらず、8月に農地の一時転用許可が更新されたばかりとはいえ、次回更新が危惧される状況でした。このため、農業委員会として営農者に対し、畝の間に稲わらを敷いて雑草防除をするよう勧めたり、稲わらの供給元を紹介したりするなど、栽培の助言と指導を行いました。

次に行ったのは原町区牛来字久保地内です。ここでは、太陽光パネルの下部にカボチャを定植したものの、梅雨時期の長雨や梅雨明け後の高温による天候不順により、収穫が出来ていません。一部でカボチャがまだ残っていたところでも、発育不良で販売することは難しい状況であることから、耕作者としては、栽培作物の変更も考えているということでした。いずれ作物の変更申請があると思いますので、その際にまた現地調査を行いたいと思います。以上です。

議 長           ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長           ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長           次に、日程第4、報告第34号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局           報告第34号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。今回4件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続したことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長           ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長           ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長           次に、日程第5、報告第35号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局           報告第35号についてご説明いたします。議案書の5ページから10ページ、

申請番号1番及び3番から11番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成30年5月に叔父から遺贈により取得した土地であり、遺贈された当時から既に倉庫及び駐車場の整備がされていました。現在、倉庫及び駐車場については自己の事業用として使用しています。今般、土地の地目を確認したところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番については、国道6号線からの自宅への進入が車の交通量が多く危険であることから、平成6年頃に、新たな進入路を整備し使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号4番については、昭和60年に亡き父が庭及び進入路を広げるために敷砂利を施し、物置、庭及び進入路として使用しています。また、平成元年からは相続を機に仕事関係の資材置き場及び物置等を整備し現在も使用しています。今般、息子の住宅を建築する計画に伴い土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号5番については、昭和60年頃に亡き父が大型機械の格納庫及び農業用の資機材倉庫を建築し、ハウスによる野菜及びブドウの栽培を行っています。また、昭和63年頃には穀物の乾燥機収納庫及び花卉栽培用のハウスを設置し使用しています。今般、新たなハウスを設置するに当たり、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号6番については、亡き父が昭和28年に住宅を購入したときには、人が通れる幅だけの通路として使用していましたが、昭和50年頃に通路の幅員を拡幅して整備し現在も通路として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号7番については、平成27年12月に、自宅裏に太陽光パネルを設置しましたが、一部の太陽光パネルが農地に越境して設置されていました。今般、住宅増築を計画するにあたり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号8番については、昭和58年に住宅を新築した際、隣接農地に住宅の地盤強化及び浸水防止のため、盛土造成して砂利敷し、宅地の一部として使用してきました。今般、住宅増築を計画するにあたり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号9番については、平成21年8月頃に当該地に隣接して住宅を建築しましたが、宅地西側進入路の出入り口は、カーブ沿いで安全性が保てないことから、宅地南側に進入路及び駐車場を整備し現在も使用しています。今般、土地の贈与のため地目を確認したところ農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号10番については、平成30年10月に福島県発注の橋梁付替工事に伴う現場事務所、駐車場、資材置場を設置する目的で転用許可を受け、令和元年8月に期間延長の事業計画変更の許可を受けました。今般、令和元年の台風19号及び新型コロナウイルス感染対策としての事業自粛により工事日程に大幅な遅れが生じ工事が完了していないことから、一時転用期間を満了していますが事業を継続しているものです。

続きまして、整理番号11番については、令和元年7月に福島県発注の橋梁付替工事に伴う休憩所、仮設トイレ、駐車場、資材置場を設置する目的で一時転用許可を受けました。今般、令和元年の台風19号及び新型コロナウイルス感染対策としての事業自粛により、工事日程に大幅な遅れが生じ工事が完了していないことから、一時転用期間を満了していますが事業を継続しているものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第97号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第97号についてご説明いたします。議案書の11ページから13ページになります。詳細につきましては記載のとおりでございます。調査担当委員からはこれらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から、申請番号1番から3番及び5番から7番について補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、続いて申請番号4番の現地調査委員、16番委員には出席を求めているため、16番委員から補足説明を受けていれば事務局から報告を願います。

事務局 申請番号4番についての補足説明は受けておりません。

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に日程第7、議案第98号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第98号についてご説明いたします。議案書の14ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長            今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第8、議案第99号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件でありますので、申請番号6番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、9番委員にはこの間退席願います。

                  暫時休議します。

                  (休議)

議 長            再開します。

議 長            事務局からの申請番号6番の説明を求めます。

事務局           議案第99号申請番号6番についてご説明いたします。議案書の16ページに

なります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第35号整理番号5番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号6番について、14番委員。

14番委員 それでは、議案第99号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る9月9日午前10時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、現況確認及び現地調査を行いました。報告第35号整理番号5番の関連です。調査事項に基づき調査を行いましたところ、立地基準、一般基準とも何ら支障なきものと判断してまいりました。また、建物は現在取り壊し中のごさいますて、間もなく今日か明日中には建物が無くなるかと思えます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。  
9番委員の復席を許します。  
暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 事務局から議案第99号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第99号の残り全てについてご説明いたします。議案書の15ページから18ページ、申請番号1番から5番及び7番から9番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第35号整理番号1番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号4番については、報告第35号整理番号3番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号5番については、報告第35号整理番号4番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号7番については、報告第35号整理番号6番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号8番については、議案第99号申請番号9番及び議案第104号申請番号5番と6番の関連案件で、排水管理設としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和3年3月25日までとなっております。また、筆界未定地の一部がどの部分に該当するのか特定できないことから、筆界未定地で該当する全ての農地に対する転用申請となります。

続きまして、申請番号9番については、議案第99号申請番号8番、及び議案第104号申請番号5番6番の関連案件です。以上です。

議 長            今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号4番について、3番委員。

3番委員            議案99号、申請番号4番につきまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。土地の所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりでありまして、この議案は報告第30号、整理番号3番と関連がございます。去る9月9日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長            続きまして、申請番号7番について、14番委員。

14番委員            それでは、議案第99号申請番号7番について報告いたします。現地案内図は7ページです。9月8日午後3時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、聞き取り調査及び現地確認調査を行いました。この申請は報告第35号整理番号6番の関連です。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。

議 長            続きまして、申請番号8番と9番について12番委員。

12番委員            議案第99号申請番号8番と9番について報告いたします。この案件は議案104号申請番号5番と6番の関連案件です。現地案内図は8ページです。去る9月9日午前10時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りまた現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 申請番号1番の現地調査委員、17番委員及び申請番号3番の現地調査委員、10番委員並びに申請番号5番の現地調査委員、16番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第99号申請番号1番について現地調査を行いましたのでご報告いたします。現地案内図は1ページになります。9月10日午後3時より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。土地の所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。本案件は報告第35号整理番号1番の関連であります。代理人行政書士から、申請事由にも記載されているとおり違反転用の事案の経過について説明を受け、現場を踏査し確認をいたしました。違反転用事案の報告の処理方針に従い、改めて転用許可の申請をしたものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

続きまして、議案第99号申請番号3番について現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は3ページです。去る9月9日午後2時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第99号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。これは、報告第35号整理番号4番の関連であります。現地案内図は5ページです。土地の所在から申請事由は記載のとおりです。去る9月10日午前9時より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第100号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第100号についてご説明いたします。議案書の19ページ、申請番号1

番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第35号整理番号7番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号2番については、報告第35号整理番号8番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号3番については、転用面積が3,000平方メートルを超えておりますが、主たる目的が建築物の建設または特定工作物の建設ではないため、開発許可の対象とはなりません。以上です。

議 長            今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番と2番について、15番委員。

15番委員        議案第100号申請番号1番について報告いたします。先ほどの報告第35号整理番号7番の追認を得るための案件です。現地案内図は9ページです。去る9月9日午前10時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取り及び現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。

続きまして、議案第100号申請番号2番について報告いたします。先ほどの報告第35号整理番号8番の追認を得るための案件です。現地案内図は9ページです。去る9月9日午前10時より、先ほどの案件と同じく、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取り及び現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長            続きまして、申請番号3番について、14番委員。

14番委員        議案第100号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は10ページです。去る9月8日午後4時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、現況確認及び現地調査をいたしました。農地転用は、県、市との事前協議にて了承済みです。また、土地改良区よりの了承も得ております。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議 長            ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第101号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。

申請番号1番については、報告第35号整理番号10番の追認を得るための案件です。

申請番号2番については、報告第35号整理番号11番の追認を得るための案件です。事業計画変更に係る事由ですが、いずれも昨年の台風19号及び新型コロナウイルス感染対策としての事業自粛に伴い、工事工程に遅れが生じたことにより、予定の工期では事業完了が見込めないことから、一時転用期間の延長が必要のため、事業計画を変更するものです。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番と2番について、15番委員。

15番委員 議案第101号申請番号1番について報告いたします。先ほどの報告第35号整理番号10番の追認を得るための案件であります。現地案内図は11ページです。去る9月9日午前8時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

続きまして議案第101号申請番号2番について報告いたします。先ほどの報告第35号整理番号11番の追認を得るための案件です。現地案内図は同じく11ページです。去る9月9日午前8時20分頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと調査項目に従い聞き取り、現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 13番委員。

13番委員 この案件は、県発注の復旧工事を請負った施工業者が、工期延長に伴う更新手続が遅れてしまい再度更新手続を行うという案件だと思うんですが、農業委員会としては、これに対して、指導とか注意とかそういった措置は必要ないのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 ただいまの質問に対してですが、現状は違反状態になっていますので、当然指導なりは必要だと思われます。橋梁付替工事ということで、工事が止まったままだと地域住民の生活に支障が出る案件でもありますので、今回申請の違反の追認と一時転用期間延長の案件になります。

議長 13番委員。

13番委員 あともう1点なんですが、更新を見逃さないようにしていただきたい。

議長 事務局。

事務局 申請者には、現在は違反状態であることをしっかり指導しながら、今後はこういうことのないように申請者並びに事務局も確認していきたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

議長 7番委員。

7番委員 農業委員会として、6月末までの許可期間として現場を進めているということを知っていると思いますが、許可期間の確認をされているかどうかがお聞きしたいんです。もう1点は、建設工事はいろんな理由で工期延長されて再契約しますが、この場合は農業委員会の許可の前なのか後なのかお聞きしたいと思っていますけど、いかがでしょうか。

議長 事務局。

事務局 1点目の許可期限の件ですが、事務局で今回把握することはできておりませんでした。2点目の工事の工期延長契約は農業委員会の許可前か後かということですが、こちらも、こちらの手続は工事業者が行政書士にお願いして申請書が上がって

来ており、契約の後になるのが通例でございます。今後は、事務局としてもこういうことがないように検討していきたいと思っております。以上です。

議 長           ほかにございませんか。

                  (なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長           次に、日程第11、議案第102号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案書の22ページから23ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番につきましては、報告第35号整理番号9番の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長           今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、18番委員。

18番委員        議案第102号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第35号整理番号9番の関連であります。仔細につきましては記載のとおりであります。現地案内図は12ページです。去る9月13日午前8時半より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長           続きまして、申請番号3番と4番について、12番委員。

12番委員        議案第102号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページです。去る9月9日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

                  続いて、申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は15ページです。去る9月10日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りまた現

地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準、ともに、満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 申請番号2番の現地調査委員、5番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局 議案第102号申請番号2番について現地調査委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案第102号申請番号2番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は13ページです。去る9月9日午後1時半頃より代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第103号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第103号についてご説明いたします。議案書の24ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番につきましては、転用の面積が3,000平方メートルを超えておりますが、駐車場としての転用でありますので、開発許可の対象とはならないことを補足いたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第103号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は16ページです。去る9月9日午前9時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い聞き取り及び現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 続きますて、申請番号2番について8番委員。

8番委員 議案第103号、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は17ページになります。去る9月11日午後5時30分頃より、代理人であります行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 続きますて、申請番号3番について、12番委員。

12番委員 議案第103号申請番号3番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は18ページです。去る9月8日午前10時頃より代理人行政書士立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りまた現地の状況等、調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第104号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件でありますので、申請番号7番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、9番委員にはこの間退席を願います。

暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 事務局から申請番号7番の説明を求めます。

事務局 議案第104号の申請番号7番についてご説明いたします。議案書の27ペー

ジになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足することは特にありません。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号7番について、14番委員。

14番委員 議案第104号申請番号7番について報告いたします。現地案内図は6ページです。去る9月9日午前10時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと現地確認及び現況確認をいたしました。確認の結果、立地基準、一般基準とも満たしています。また、残高証明等も添付されており何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 15番委員。

15番委員 パイプハウスの中に作物とか野菜を作るのではなくて、農業用機械の格納庫のような用途になっているので農業委員会の許可が必要なのでしょうか。教えていただきたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 委員お質しの件ですが、営農する目的ではなく農業用機械を入れるための格納庫ということで、転用の許可が必要ということになっております。

補足しますと、2アール未満の農業用倉庫であれば届出で良いのですが、今回の場合は2アールを超えておりますので、転用の許可が必要となっております。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。  
9番委員の復席を許します。  
暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 事務局から議案第104号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第104号の残り全部についてご説明いたします。議案書の25ページから26ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件として、申請番号1番及び2番については、第3種農地のうち用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号5番については、議案第99号申請番号8番及び9番関連、並びに議案第104号申請番号6番関連の案件です。

続きまして、申請番号6番については、議案第99号申請番号8番及び9番の関連、並びに議案第104号申請番号5番関連の案件です。排水管理設としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和3年3月25日までとなっております。また、筆界未定地の一部がどの部分に該当するか特定できないことから、筆界未定地に該当するすべての農地に対する転用申請となります。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号3番について、14番委員。

14番委員 議案第104号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は20ページです。去る9月8日午後2時頃、申請人立ち会いのもと現地確認及び現況確認をいたしました。現地は、南相馬市農業振興地域計画の中にありまして、その計画変更については県及び市との事前協議で了承をとっております。調査書の調査項目に基づき調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしております。また、残高証明等も添付されており、何ら問題なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号5番と6番について、12番委員。

12番委員 議案第104号申請番号5番と6番についての現地調査の報告をいたします。議案第99号申請番号8番と9番との関連案件です。現地案内図は8ページです。去る9月9日午前10時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りまた現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、申請番号1番と2番の現地調査委員、10番委員及び申請番号4番の現地調査委員、16番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第104号申請番号1番及び2番について、被設定人と代理人行政書士が同一であることから、現地調査の結果を一括して報告いたします。なお、現地案内図は、農地転用等案件現地案内図19ページのとおりです。去る9月9日午後2時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第104号申請番号4番についての現地調査報告をいたします。現地案内図は5ページです。土地の所在から申請事由は記載のとおりです。去る9月10日午前9時より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 15番委員。

15番委員 申請番号6番のような筆界未定地ですが、今までには筆の境界がわからないという案件はなかったような気がしますが、現況はどんな状態になっているのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 南相馬市原町区の場合ですと、昭和30年代から40年代前半にかけて国土調査を行いました。その過程で、隣の人等の関係で、区画の面積が確定してはいますが、筆界についてはどうしても合意が得られなかった場合においては、境界線が確定しないまま面積だけで登記されるというのが国土調査での筆界未定です。そうになってしまうとなかなか境界線というのが決まらないものでございます。筆界未定を改めるには、筆界未定地の土地を全部買ってしまっただけで合筆すればそれで解消になりますけれども、そうでない限りはずっと続いていくというような形になります。もしくは、ほ場整備の中に入って、それで解消というのもございます。

南相馬市原町区の場合、結構残っています。以上です。

議 長           ほかにございませんか。

議 長           7 番委員。

7 番委員       登記上、これらの土地を合筆してから申請するという方法があると思いますが、事務的な整理の仕方でも疑問を感じましたがどうでしょうか。

議 長           事務局。

事務局        申請のあった土地全部の地目が農地であれば、合筆できますが、農地以外の地目もあるために合筆できないというような状況です。

議 長           暫時休議します。

                  ( 休議 )

議 長           再開します。

議 長           ほかにございませんか。

                  ( なしの声あり )

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長        次に、日程第 14、議案第 105 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局        議案第 105 号についてご説明いたします。議案書の 28 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

                  申請番号 1 番については、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

                  続きまして、申請番号 2 番については、議案第 99 号申請番号 4 番関連の案件であり、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

                  続きまして、申請番号 3 番については、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置す

るための転用申請です。以上です。

議 長            今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号2番について、3番委員。

3番委員            議案第105号申請番号2番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。土地の所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりであります。なお、この議案は議案第99号申請番号4番と関連がございます。去る9月9日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長            続いて、申請番号1番の現地調査委員、16番委員及び申請番号3番の現地調査委員、17番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局            現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第105号申請番号1番についての現地調査報告をいたします。現地案内図は21ページであります。土地の所在から申請事由は記載のとおりです。去る9月9日午前9時30分ころより、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第105号申請番号3番について現地調査を行いましたので報告をいたします。現地案内図は22ページになります。9月9日午後4時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと調査を行いました。土地の所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。申請地は、震災後全く管理がされていない畑であり雑木が繁茂している現況ではありますが、高台に位置し、パネル設置方向には人家もなく倒木処理した後、周辺の下刈りをすれば立地的には適した農地であります。パネル設置枚数は344枚を計画しており、発電出力は49.5キロワットです。申請地は平坦であり、隣接農地に土砂流出はないとしていますが、設置工事の際には十分考慮するようお話をしております。また、自己資金で行う旨とあり、金融機関から残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。各委員の慎重審議をよろしく願います。

議 長            ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第106号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第106号についてご説明いたします。当日配付議案書の1ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号1番については、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。続きまして、申請番号2番については、先月の8月定例総会において保留となり再調査を実施した案件となります。申請番号1番については非農地、申請番号2番については農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しております。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、今回の現地調査委員を代表しまして、3番委員から報告をお願いします。

3番委員 議案第106号、現況確認証明願について現地調査の報告をいたします。去る9月7日午後1時50分ころより、代理人行政書士立ち会いのもと、12番委員、小高区の農地利用最適化推進委員1名、私と事務局職員2名の計5名にて現地調査を行いました。現地案内図は23ページになります。

当該地の利用状況は記載のとおりでありまして、昭和40年代に行われた国土調査の際、地目が田と判断されてしまいましたが、申請人が幼かった頃から今日に至るまでの長い期間、水稻を一度も作付をしたことはなく、現況は変わらずに山林化したままの状態です。土地は平面で広大ではありますが、変形した狭窄な場所もあります。山林に接する部分は日照条件も悪く、草木が繁茂し山林化しておることから、非農地と判断させていただきました。

以上、現況確認調査の報告といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、申請番号1番のみ審議していきたいと思います。質問等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、1番について原案のとおり決することといたします。

議 長 続きまして、申請番号2番に入る前に暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 議案第106号、現況確認証明願についてを続けます。申請番号2番については、農地専門委員会を開催しておりますので、農地専門委員長から報告をお願いいたします。

農地専門委員長 8月の定例会において、保留になった案件で、9月2日に農地専門委員会を開きまして現地調査をいたしました。現況は草が大分繁茂していましたが、これをしっかりと申請人が維持管理をすれば畑として活用できるということで、農地として判断いたしました。これは農地専門委員会の意見でございます。将来的において申請人は、農政課と相談をして今後の対応をして行きたいと返事いただきました。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告3件及び議案10件、合わせて13件の審議をすべて終了いたしました。

これをもちまして本日の9月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でございました。

(終了)

(閉会 午後3時43分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年9月15日

議事録署名人( 8番・コヤツ ヒロタカ)

議事録署名人( 9番・ツカノ クニヨシ)

議事録署名人( 12番・エンドウ ヒデアキ)